

議案第 1 号

令和 3 年度船橋市一般会計補正予算

令和 3 年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8, 4 9 9, 5 6 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 4 2, 5 7 3, 7 3 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 4 年 1 月 1 2 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳 入		補正前の額	補正額	計
款	項			
60 国庫支出金		55,766,095	8,499,546	64,265,641
	15 国庫補助金	18,126,083	8,499,546	26,625,629
90 諸収入		9,573,690	18	9,573,708
	35 雑入	5,993,360	18	5,993,378
合 計		234,074,168	8,499,564	242,573,732

第2表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	総額
20 民生費	10 社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金給付事業	8,482,710